預貯金等の資産状況を確認できるもののコピーとは?

預貯金等資産の合計金額が基準額以下であることを証明するために、<u>本人(配偶者がいる場合は夫婦</u> 2人分)の預金通帳等のコピーの提出が必要です。

(注意点)

- (1) 生活保護受給者・境界層該当者は、資産状況を確認できるコピーは提出不要です。
- (2) 通帳が複数ある場合は、全ての通帳のコピーが必要です。
- (3) 1通の通帳につき、以下①~③のコピーが必要です。
 - ① 通帳の銀行名・支店・口座番号・口座名義人が分かるページ
 - ② 申請日の直近2か月前までの取引が確認できる記帳ページ
 - ③ 最終残高の記載があるページ
- (4) 全てA4の用紙に片面印刷してください。
- (5) **信託や有価証券は時価で評価**し、預貯金と同様、**申請日の直近2か月前までの口座残高の写し**が 必要です。

(預貯金等の範囲について)

「預貯金等」の対象となるもの	確認のために添付が必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し
	(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券	証券会社や銀行の口座残高の写し
(株式・国債・地方債・社債など)	(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む。)など、	購入先の銀行等の口座残高の写し
購入先の口座残高によって時価評価	(ウェブサイトの写しも可)
額が容易に把握できる貴金属	
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
	(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	申請書に自己申告で金額をご記入ください。
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など
※ 預貯金等の額と相殺。ただし、個人名	(貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費
義であっても、営む業務に係る借用書に ついては、負債とみなさない。	貸借契約書などの負債額を確認できる書面)

「預貯金等」の対象外となるもの ※申告不要

生命保険、自動車、貴金属 (腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)、その他高価な価値のあるもの (絵画・骨董品・家財など)、ゴルフ場会員権など時価評価額の把握が困難であるもの

※ 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第 1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。